# 令和４年度　第１回　鹿児島労働局公共調達監視委員会議事概要

日　　時　令和４年６月２９日(水)　１４：００～１５：００
会　　場　鹿児島合同庁舎３階　第２会議室

出席委員（敬称略）
　　小山　正俊（大学教授）
　　大脇　通孝（弁護士）
　　森　征一郎（税理士）

１　開会

２　総務課長あいさつ

３　委員長選出
　　小山委員を委員長に選出

４　審査等
　事務局から、今回の審査案件は令和４年１月から同年３月までに契約が締結された「物品・役務等の競争入札によるもの」が３件、「物品・役務等の随意契約によるもの」が１件であることを説明し、６月８日に開催した公共調達審査会における審議において、全ての案件について承認されたことが報告された。
　審査案件について、事務局の会計第一係長及び第二係主任が、公共調達監視委員会審査調書等により説明を行った。
　説明終了後に委員からなされた質問、意見及びこれらに対する事務局の回答は、以下のとおりである。

以下、質疑応答
物品・役務等の競争入札
※会計第一係長より資料説明
**【整理番号 2】椅子等家具什器類の購入及び不用椅子の引取り**
　委員）予定価格との差が約 4 万円、落札した業者と一番金額が高かった業者との差額が約 13 万円のため、きちんと競争が行われたのではないかと思われる。

※会計第二係主任より資料説明
**【整理番号 1】伊集院公共職業安定所窓口受付装置更新**
　委員）受付装置更新とあるが、機器を購入したのか。

担当）既存機器が老朽化したため、機器を新たに購入したものである。
委員）開札結果一覧表において、A社が辞退となっているが、辞退したのはどの段階か。
担当）入札書を提出する前である。入札書の代わりに辞退届が電子調達システムで提出された。入札書は提出されていない。
委員）落札価格が予定価格を大幅に下回っているにも関わらず、応札業者はなぜ1者しかなかったのか。
担当）調達時期が年度末ぎりぎりになったこと、参加業者に当該機器のデモンストレーションを行うよう仕様書に明記したことが要因と考えている。
また、これまでは仕様書の調達件名を「ボイスコールの更新」としていたが、そもそも「ボイスコール」という名称は、とある企業の商品名であり、本省からの指示もあったことから、当該名称を使用しなかったこと（調達件名を窓口受付装置の更新としたことでボイスコール及びボイスコールと同等の商品の更新案件であることが関係業者に上手く伝わらなかった可能性も考えられる）もその要因の1つと考えている。
委員）耐用年数はどれくらいか。
担当）約5～6年。ただ、機器によっては10年近く使用するものもある。

**【整理番号3】鹿児島公共職業安定所熊毛出張所外1官署における丁合機等更新**
委員）再入札はどのように行うのか。業者を改めて呼んで行うのか。
担当）電子入札のため、個別に連絡を行い、指定した日時までに再入札を行っていただくよう依頼している。
委員）再入札後の金額の高止まりについて、改めてどのように考えるか。
担当）半導体不足による定価の上昇と種子島への調達に伴う旅費の加算が主な原因と考えている。

物品・役務等の随意契約
※会計第一係長より資料説明
**【整理番号1】令和3年度　第2回雇用保険関係業務用冊子等印刷**
委員）令和2年度までは一般競争入札で行われているが、今回、なぜ随意契約となったのか。また、今回の業者に決定したのか。
担当）予定価格が250万円を超えない製造であることから、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第2号に基づき、随意契約とした。
複数の業者より見積書を事前に徴し、見積もり合わせの結果、今回の落札業者が一番低い金額を提示したためである。
委員）了解した。見積もりは何者から徴取したのか。
担当）4者である。
委員）過去に落札した業者は、印刷物のデータ等を持っていて有利に思えるが、見積も

り依頼にあたっては、印刷物のデータを提供しているのか。

担当）過去に当該業務用冊子の製造を受託したことのない業者であっても、仕様書に記載している印刷物のデータ等は提供しており、当該業務用冊子を過去に製造したことのない業者であっても不利益が生じないようにしている。

委員）競争が図られるよう、なるべく一般競争入札にて調達すべきだと思うが、今まで入札により調達していたものを、なぜ今回から随意契約に切り替えたのか。

なお、随意契約は、会計法上、「真にやむを得ない理由があるときに限り」という前提があったと思われるが。

担当）当局は、今まで予定価格が 100 万円以上のものは全て一般競争入札に付してきた経緯があるが、今回随意契約に切り替えた理由は 2 点あり、1 点目は業務簡素化のため。また、今回案件と同様の契約として令和 3 年度第 1 回分があるが、この際の入札では応札業者が 2 者だったことから、今回の案件では入札参加実績のある複数の業者に見積もり依頼を行うことで、より競争性を高めようとしたことが 2 点目の理由である。

今回随意契約ではあったが、4 者から見積書を徴し、見積もり合わせの上、落札業者を決定したことで、より競争が図られたと考えている。

さらに、一般競争入札に比して、事務手続き面での業務簡素化も図られたと考えている。

委員）見積もり依頼先を指名している以上、競争性の趣旨にそぐわないのではないか。

公告を行い、あらゆる業者に契約の意思を示し、競争させることに意味があるのではないか。今回、前回の競争入札に比して参加業者が多いとはいえ、当局の判断で今回の落札業者も含めた 4 者を指名しているため、競争性の趣旨から考えると本当に妥当なのだろうか、改めて随意契約にする必要があったのか、疑問である。見積もり依頼業者を労働局で選定している以上、公平性に欠けるように思える。

委員）今後は、会計法の運用上、製造であれば予定価格 250 万円以下の案件は一般競争入札ではなく、随意契約とするのか。

担当）今回は、過去の入札状況、予定価格等により随意契約としたが、今後も会計法に則り、予定価格に応じて少額随意契約できるものは、随意契約で進めるというスタンスである。

委員）250 万円以下であれば、随意契約できることは分かっている。そもそも当局においては、それでも調達方法として一般競争入札を採用していたにも関わらず、今回に限り随意契約を行ったのか、が分からないということである。

あくまで、会計法上の運用が、随意契約は真にやむを得ない場合に限る、という趣旨なので、当局の今までの方針とは異なるように思われるのだが。

委員長）今後、業務簡素化の一環で随意契約を行うのであれば、そのために本来予定価格が 250 万円を超えるものについても分割発注を行い、価格を抑えるという懸念も生じてくるのではないか。これまで 1 回の一般競争入札で契約していたものをあえて数回に分けることで随意契約にすることも可能になるのではないか。

担当）当局が予定価格 100 万円以上のもの全てを一般競争入札に付していた経緯、そしていつから行っていたかは定かではないが、先ほどのお話にも出てきた一定の金額で線引きを行う少額随意契約については会計法に基づいた取扱いであること、また職員の負担軽減、時間短縮等業務簡素化の一環により厚生労働省でも推奨されていることから、昨年度の業務簡素化委員会の議題に挙がり、当局においてもその実施について採用された次第である。

必ずしも一律に随意契約するものではない。分割発注を行い、予定価格を 250 万円にして随意契約に持ち込むのではないか、というご指摘も委員長からあったが、まとめて発注を行う方がコスト削減にも繋がるため、その点については出先の署所も含めて総務課がしっかり管理を行っていきたいと考えている。

委員）業者をどう選ぶのかが大切。選定にあたっての何らかの基準を作った方がいい。4 者はどういう基準で選んだのか。

担当）これまで契約実績のあった業者としている。

委員長）当局の方針等については今の説明で理解した。見積もり合わせにて競争は図られているかもしれないが、見積もり依頼業者等の業者選定にあたっては、より透明性・公平性の確保に努めていただきたい。

5　案件の承認

全案件について、委員からの異議はなく、すべて承認された。

なお、次回の公共調達監視委員会については、11 月頃開催する予定であることを委員へ伝達した。

6　閉会